

地域計画

がはじまります

～ 農業の将来を一緒に考えましょう ～

■ 地域計画とは

地域計画とは、お住まいの地域の農業と、人・農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

将来、誰がどのように農地を利用し、農業をすすめるかを話し合いでまとめます。

法改正により、令和7年3月末までに、すべての地区において地域計画を作成することが定められました。

◆ 何のために？

皆さまの農地に関する様々な悩みを地域で解決する

ための計画です

耕作してくれる人がいない...

◆ 何をするの？

地域一体となって話し合い

10年後「誰が、どこで、何をつくるか」

農地を「どのように活用するか」

農地を「どのように担い手に集めていくか」

などの方針を計画していきます

農業経営を効果的に拡大したい！

耕作放棄地がふえて困っている...

◆ 誰が計画をつくるの？

耕作している または 耕作したい農業者

農地の所有者

などを中心に取り組み計画をつくります



～計画の作成をサポートします！～

【お問合せ】

本宮市産業部農政課

電話：0243-24-5385（直通）

本宮市農業委員会事務局

電話：0243-24-5387（直通）



■ 地域計画の進め方

地域の皆さんと「地域農業の将来のあり方」について話し合います



10年後の耕作者ごとに色分けした「目標地図」を作ります

- ・ 耕作者を明確にし、安心した農業経営を目指します
～農地の出し手と受け手の意向を確認し、耕作者を明らかにします～
- ・ 耕作者がいない場合、その旨を記載し、一緒に解決方法を考えます



地域計画を作成し 公表します

- ・ 将来のあり方を具体化したもの + 目標地図 ⇒ 地域計画として公表
(令和7年3月まで)



地域計画を実行します

- ・ 目標地図に基づいた計画的な農地の貸し借りをおこないます
- ・ 必要に応じて計画を見直し、より効果的な計画にしていきます
～計画が公表された地域や担い手の方への補助制度などがあります～

■ 令和7年4月から農地貸し借り契約の方法が変わります

令和7年3月をもって、農業経営基盤強化促進法（出し手と受け手の相対）による新たな農地の貸し借りの契約（利用権設定）はできなくなります。令和7年4月からは、契約方法が農地法または農地バンク法（農地中間管理機構の手続き）のいずれかによることとなります。

農地バンク法に基づく農地契約を結ぶのは目標地図に掲載された耕作者のみとなります。ただし、目標地図の担い手は、随時追加と変更ができます。

なお、現在結んでいる利用権設定による契約を更新する場合は、契約期間満了後、農地バンク法に基づく契約に切り替えて手続きをおこなうこととなります。